

（公平なる判断と批判を乞ひ御援助を仰いで居る次第である。其後は争議の戦線は擴大され戦陣は益々白熱化せんとするに當り再び全國の名士諸賢に訴へ公平なる批判と考察を乞ふ次第であります。幸ひ右の拙文について御考への一節を別封ハガキにてお渡し下されば吾等一同は本懐とする所でありませぬ。

（完）

校正の日に——豊田式織機株式會社の第四拾期決算公告が（大阪朝日新聞十月二十九日朝刊六頁の新小説の下に）掲載されてゐる。當期の損益計算を見れば、次の通りである。

損益計算	
營業利益	三六、四九、三三
財産減價損金	一、四六、七三
差引前期純益金	三、三九、一七
前期繰越金	三、三九、一七
合計	八四、七四、一六
常期利益金	八四、七四、一六
準備積立金	一、四六、七三
株主配當金	一、四六、七三
新株金	三、三九、一七
後期繰越金	三、三九、一七

見よ！僅々六ヶ月に二十一萬三千三百九十餘圓の純利益を挙げ、その利益金處分を見れば、從來毎半期二萬圓宛職工職員扶助資金として積立て来たものを中止し、會社の償産準備積立金として三萬圓を積み株主の配當に二十七萬一千四百四十圓も計上しこの×で良い住宅を興へてそして思ひ切り働かしめよ、それが新時代の重役のスローガンでなければならぬ

要 求 書

- 一、退職手当制定の件
  - (イ) 勤続二十ヶ年以上五ヶ年未満は解雇手当(二分の一)
  - (ロ) 五ヶ年以上十ヶ年未満は三分の二
  - (ハ) 十ヶ年以上は全額
- 二、八時間制度を實施せられたし
- 但し時間外勤務は割増支給せられたし
- 三、薄給者に昇給せられたし
- 四、常備者作業奨励歩増を支給せられたし
- 五、年二回全工具に對し定期昇給を實施せられたし
- 六、労働組合を承認せられたし
- 七、外注せらるゝ場合には相談せられたし
- 八、正月初出、決算並に臨時休業に對しては日給を全額支給せられたし
- 九、今回の件につき絶対に犠牲者を出さざる様せられたし

以 上